

○ 公安委員会・県警察における個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準の策定について

(平成27年10月7日岩県民第392号)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）に基づく開示決定等の審査基準については、公安委員会・県警察における個人情報保護条例に基づく処分に係る審査基準の策定について（平成25年12月11日付け岩県民第570号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、個人情報保護条例の一部改正を踏まえ、所要の見直しを図り、新たに別添のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

岩手県公安委員会・岩手県警察における
個人情報保護条例に基づく処分に係る
審査基準

平成27年10月
岩手県公安委員会・岩手県警察本部

はじめに

この審査基準は、岩手県個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）に基づき岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が行う個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき条例の解釈等を具体的に示したものである。

条例に基づく開示等の判断に当たっては、この審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、この審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに個人情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第1 個人情報の開示・非開示に関する基本事項

1 開示・非開示の基本的考え方

開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、条例は、非開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、県民等の安全、公共の利益等も適切に保護する必要がある、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例は、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この非開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 非開示情報の類型

条例第12条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があります。したがって、ある個人情報を開示する場合は、同条各号の非開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

なお、条例の非開示情報の構成は、基本的に情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の非開示情報の構成に準拠している。また、情報公開条例と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

第2 非開示情報

1 第12条第2号（開示請求者に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

開示請求者（第10条第2項の規定に基づき未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

【条例の解釈】

条例の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する個人情報を開示するものであり、通常は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、開示することが、

必ずしも本人の利益にならない場合があり得る。

また、未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）は、当該未成年者等又は委任者が有している個人情報の開示請求権を本人に代わって行使することができるが、開示することにより当該未成年者等又は委任者の利益に反することとなる場合などがある。このような場合には、開示請求者本人（未成年者等の法定代理人又は任意代理人による開示請求にあっては、当該未成年者等又は委任者）の利益を保護するため、非開示とすることとしたものである。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。

また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する個人情報であることを理由として一律に実施機関に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

第2号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

2 第12条第3号（請求者以外の個人に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準【条例の定め】

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【条例の解釈】

1 「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第3号本文）

(1) 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求に係る個人情報の中に含まれている開示請求者以外の個人情報をいう。

なお、法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、開示請求の保護法益はあくまでも本人（未成年者又は成年被後見人若しくは委任者）の利益であることから、当該開示請求に含まれる法定代理人又は任意代理人の個人情報は「開示請求者以外の個人情報」として取り扱われる。

また、遺族が死者の個人情報の開示請求をした場合には、開示請求者は本人ではなく遺族であることから、「開示請求者以外の個人」には当該個人情報の本人である死者も含まれることになる。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、条例第12条第4号で判断するものとし、第3号の個人に関する情報から除外するという趣旨である。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報は第3号に含まれる。

(3) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できる情報をいう。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、例えば、当該情報のみでは本人を識別できないが、一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名ファイルと照合することで本人を識別できる場合などがこれに当たる。照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるかが識別できる場合には、これも特定の個人が「識別することができることとなる」情報として保護する必要性がある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別され得る場合が考えられる。

(4) 「開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いて開示しても個人の人格を損なうおそれのある情報や財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報をいい、例えば匿名の作文、無記名の個人の著作物、個人の未発表の研究論文、研究計画等の情報がこれに該当すると考えられ

る。

- (5) 開示請求者が遺族である場合は、「開示請求者以外の個人」には個人情報の本人である死者が含まれることから、当該個人情報を開示することにより、例えば、死者の名誉が損なわれると認められるようなときには、遺族に対しても開示できない場合があり得ることに注意する必要がある。

2 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」(第3号ア)

- (1) 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

- (2) 「慣行として開示請求者が知ることができ」とは、慣習法としての法規規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

なお、情報公開条例第7条第1項第2号アの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができている情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報(妻子の名前や年齢、職業等)等が考えられる。

- (3) 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されていなかった場合が想定される。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第3号イ)

非開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を非開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

4 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分（第3号ウ）

(1) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が実施機関その他の地方公共団体又は地方独立行政法人、国の機関、独立行政法人等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

(2) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」
公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、情報公開条例では、行政の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から非開示としないこととされているが、条例においても、同様に非開示とはしない。

(3) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い
公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、第3号アに該当する場合には例外的に開示することとなる。

人事異動やその他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

なお、本県警察の職員の氏名については、職務の遂行に係る情報であっても、警察業務の特殊性からして、そのすべてが公表されることを予定しているものではなく、具体的には、警部補及び同相当職以下の職員については、第3号アに該当しないものである。

3 第12条第4号（法人等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認め

【条例の解釈】

- 1 「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」(第4号本文)
 - (1) 「法人等」とは、条例第2条第4号と同義であり、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。
 - (2) 「法人等に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。
 - (3) 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報(例えば、事業を営む個人の家族構成、事業と区別される個人の財産、所得等)は、第4号に該当せず、第3号で判断するものである。

- 2 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」(第4号ただし書)

第4号のただし書は、第3号イと同様に、当該情報を非開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

- 3 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第4号ア)
 - (1) 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。
 - (2) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
 - (3) 「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人

と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

- 4 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(第4号イ)

- (1) 「実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとして、これを受諾した上で提供を受けた場合には含まれる。

「実施機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、条例や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

- (2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見解を意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、第4号には当たらない。

4 第12条第5号（公共の安全等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【条例の解釈】

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

- (1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
- (2) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (3) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- (4) 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- (5) 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労務場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、第5号に該当する。

2 「公共の安全と秩序の維持」

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、第5号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も第5号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第5号ではなく、第7号の事務、事業に関する非開示情報の規定により、開示・非開示が判断されることになる。

3 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、第5号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

4 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長の保有する個人情報に含まれ得る情報の中で第5号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

- (1) 現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの
- (3) 開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果、これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報
- (4) 捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの
- (5) 犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの
- (6) 犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (7) 犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの
- (8) 被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのあるもの

5 行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記2のとおり原則として第

5号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ第5号の対象から除外されるものではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）違反事件や道路交通法（昭和35年法律第105号）違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、第5号の対象となる。

5 第12条第6号（審議、検討等に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【条例の解釈】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、実施機関であるなしを問わない。執行機関、議決機関及びこれらの補助機関（職員）又は事務局（職員）のほか、執行機関が設置する附属機関も含まれる。
なお、「国の機関」も同様の趣旨である。
- 2 「県以外の地方公共団体」とは、岩手県以外の他の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団をいう。
- 3 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、①県の機関の内部 ②国の機関の内部 ③独立行政法人等の内部 ④県以外の地方公共団体の内部 ⑤地方独立行政法人の内部 ⑥県の機関の相互間 ⑦国の機関の相互間 ⑧独立行政法人等の相互間 ⑨県以外の地方公共団体の相互間 ⑩地方独立行政法人の相互間 ⑪県の機関と国の機関との相互間 ⑫県の機関と独立行政法人等との相互間 ⑬県の機関と県以外の地方公共団体との相互間 ⑭県の機関と地方独立行政法人との相互間 ⑮国の機関と独立行政法人等との相互間 ⑯国の機関と県以外の地方公共団体との相互間 ⑰国の機関と地方独立行政法人の相互間 ⑱独立行政法人等と県以外の地方公共団体との相互間 ⑲独立行政法人等と地方独立行政法人との相互間 ⑳県以外の地方公共団体と地方独立行政法人の相互間を指す。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議のほか、会議、打合せ、意見交換、相談等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。

5 合議制機関に関する情報の開示・非開示については、当該合議制機関の議事運営規程や議決等によって決せられるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、合議制機関における率直な意見の交換等を不当に損なうおそれがあるかにより個別具体的に判断されるものである。

6 第6号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定等に不当に支障を及ぼす場合に限られるものである。したがって、当該情報を開示することによって、将来の同種の事務に係る意思決定に支障を及ぼすおそれがある場合は、第6号の問題ではなく、条例第12条第1項第7号の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかにより開示・非開示が判断される。

7 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

8 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

9 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、上記3と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民等への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

10 「不当に」

上記2から4までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と非開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

11 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、県の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、第6号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定

が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して第6号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民等の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、第6号に該当し得る。

6 第12条第7号（事務、事業に関する情報）に基づき非開示とする情報の基準

【条例の定め】

県の機関、国の機関、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
- オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- カ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【条例の解釈】

県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非開示情報としている。

これらの県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからカまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

- 1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(第7号本文)

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてアからカまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は実施機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第7号ア)

(1) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項

等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第7号イ)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県の機関等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(第7号ウ)

県の機関等が行う調査研究(ある事柄を調べ、真理を探究すること)の成果については、社会、県民等にあまり還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

5 「個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、その公正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」（第7号エ）

(1) 「評価、診断、選考、指導、相談等」とは、列挙したもののほか、判定、推薦などこれらに類するものを含む。また、実施機関が行う評価、診断等に関する個人情報のほか、実施機関以外のものが行うものも含まれる。

(2) 「評価」とは、学業成績、功績など、個人の能力、性格、適性等を公正かつ的確に評価するために調査し、その結果に基づき評定することをいう。

「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において、専門的見地から行った診断、診察、検査等をいい、その結果から判断することをいう。

「選考」とは、個人の知識、能力、資質等の調査などに基づき特定の職業等の適任者を選任すること又はこれらに類することをいう。

「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は生活状態若しくは健康状態等の改善のために行う教育や指示をいう。

「相談」とは、生活、健康等に関する照会を受け、それに対し専門的見地等から診断を行ったり、所見を述べたりすることをいう。

(3) 「相談等」の「等」には、判定、推薦などがある。「判定」とは、個人の知識、能力、資力、適性、技術等について、専門的知識又は一定の基準に基づき試験、審査、検査等を行い、その結果から判断することをいう。また、「推薦」とは、個人に何らかの利益をもたらす目的で評価を行うことをいう。

(4) 評価、診断等に関する情報が記録された公文書の例としては、次のようなものが考えられる。

ア 診療録（カルテ）、看護記録

イ 指導要録、入学調査書

ウ 表彰推薦資料

エ 面接関係資料

オ 精神保健相談記録

なお、これらの文書に該当することをもって、直ちに非開示とするものではなく、個々のケースごとに、開示することによる利益と非開示とする利益を比較衡量して、当該評価、診断に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときに非開示とするものである。

また、開示することが本人の不利益となるという理由をもって、開示の可否が決定されるものではない。本人にとって不利益であるかどうかは、基本的には本人の側の判断に委ねられるべき問題であり、そのことのみをもって、「評価、診断等に著しい支障を及ぼす」ということはできない。

6 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（第7号オ）

県の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。

- 7 「県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(第7号カ)

県若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、条例第12条第4号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、情報の非開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

第3 個人情報の部分開示

【条例の定め】

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【条例の解釈】

- 1 非開示情報が含まれている場合の部分開示(第1項)

- (1) 「開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報の一部に、非開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

条例第12条では、個人情報に全く非開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、第1項の規定により、実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

- (2) 「容易に区分して除くことができるとき」

当該個人情報のどの部分が非開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けする

ことを意味し、「除く」とは、非開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

個人情報に含まれる非開示情報を除くことは、当該個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、非開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」

第1項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の条例の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、非開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの非開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に非開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の非開示義務に反するものではない。

2 個人識別性の除去による部分開示（第2項）

(1) 「開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合」

第1項の規定は、個人情報のうち、非開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、非開示情報のうち一部を特に削除することにより非開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体であり、他の非開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で非開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第12条第3号の後半部分）については、

特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

- (2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適當であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限って、部分開示の規定を適用することとしている。

- (3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、条例第12条第3号に規定する非開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の非開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示する。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非開示とする。

第4 個人情報の存否に関する情報についての基準

【条例の定め】

第15条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【条例の解釈】

実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在していれば、開示決定又は非開示決定を行い、存在していなければ非開示決定を行うことになる。したがって、個人情報の不存在を理由とする非開示決定の場合以外の決定では、原則として個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第12条各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

- 1 「当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る個人情報があるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報

報の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性が結合することにより、当該個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合や家庭内暴力の被害者である母子の所在に関する情報を加害者である父が子の法定代理人として開示請求した場合など、開示請求に対し、当該個人情報は存在するが非開示とする、又は当該個人情報は存在しないと回答するだけで、本来的に非開示情報として保護すべき利益が害されることとなる場合等が考えられる。

2 「当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）第8条第1項に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになる。

なお、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る個人情報の存在を明らかにした上で拒否するのが原則であり、この規定は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えることで、非開示情報として守られるべき利益が害されてしまうときにおける例外的措置を定めたものであるため、その適用に当たっては、厳格に解釈し、乱用されるようなことのないようにしなければならない。

この規定を適用し開示請求を拒否しようとする場合にあっては、事前に、当該情報の内容及びこの規定を適用する理由を明らかにした上で、県民課に、その適否について協議するものとする。

第5 法令等による開示の実施との調整

【条例の定め】

第22条 実施機関は、法令等（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）及び岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）を除く。以下この条及び第25条第1項第2号において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、こ

の限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【条例の解釈】

1 第1項関係

- (1) 「法令等の規定により」

「法令等」とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令（会計検査院規則、人事院規則等）又は他の条例をいう。第22条の調整の対象となる規定は、開示請求者に対して開示することとされているものであって、一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限られる。府省令その他行政機関の命令については、委任命令であると実施命令（執行命令）であるとを問わない。

- (2) 「情報公開条例及び岩手県議会情報公開条例を除く」

条例又は情報公開条例若しくは岩手県議会情報公開条例（平成11年岩手県条例第61号）のいずれの制度においても、自己に関する個人情報記録された公文書の開示請求を行うことができることを示したものである。ただし、情報公開条例第17条及び岩手県議会情報公開条例第17条の「法令等」には、条例が含まれることから、条例により個人情報記録されている公文書の閲覧又は写しの交付が受けられる場合には、情報公開条例又は岩手県議会情報公開条例は適用されないこととなるため、自己に関する個人情報の開示を受けようとする者は、情報公開条例又は岩手県議会情報公開条例によらず条例により開示請求をすることとなる。

- (3) 「開示請求者」

「開示請求者」には、条例第10条と同じく、本人のほか法定代理人、任意代理人及び死者の遺族を含むものである。

- (4) 「前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」

法令等の規定による開示の方法が条例第21条第1項本文の開示の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、条例では行わず、法令等によることとなる。その場合であっても、写しの交付の方法による開示については、条例に基づく開示請求を行い、開示決定があれば、条例第21条第2項の規定により写しの交付の方法を申し出ることができる。

法令等の規定により開示を行う主体には、開示請求に係る実施機関のみならず、他の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人その他の主体も含まれる。

- (5) 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」

法令等における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、第22条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、法令等の規定に定める開示の方法が条例第21条第1項本文に規定する方法と同一の方法である場合には、条例では、当該同一の方法による開示を行わない。当該期間外においては、条例に基づく開示請求

を行い、非開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

- (6) 「当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」

法令等の規定において、開示請求者に個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「〇〇のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、条例に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、第22条の調整措置の対象とはならない。

2 第2項関係

「縦覧」は、条例第21条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に個人情報の内容が明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、条例第21条第1項本文の閲覧とみなして、第22条では閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

3 第1項の「法令等」と自動車安全運転センター法

第1項の「法令等」には自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）が含まれ、自動車安全運転センターが、同法の規定により、経歴証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、これと同一の方法による開示は行わないこととなる。

第6 個人情報の訂正に関する基本事項

【条例の定め】

第25条 何人も自己に関する個人情報（次に掲げるものに限る。第33条第1項において同じ。）について、事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた個人情報
- (2) 開示決定に係る個人情報であつて、法令等の規定により開示を受けたもの

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

【条例の解釈】

1 訂正の基本的考え方

(1) 「自己に関する個人情報」

条例の訂正請求権の対象は、自己に関する個人情報すべてではなく、条例の開示決定により自己に関する個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

ア 「開示決定に基づき開示を受けた個人情報」

条例第16条第1項に規定する開示決定に基づき開示を受けた個人情報である。

イ 「開示決定に係る個人情報であって、法令等の規定により開示を受けたもの」

条例第16条第1項に規定する開示決定に係る個人情報であって、条例第22条第1項の規定に基づき法令等の規定により開示を受けたものである。

(2) 「事実」とは、例えば、氏名、住所、年齢、性別、家族構成、学歴、職歴、資格、数量、面積等の事実をいう。これらの情報は、その性質上、客観的な正誤の判定に適する性質のものであることから、「事実に関する誤り」に限って訂正請求をすることができることとしている。

したがって、個人に関する評価、判断、意見等（以下「評価等」という。）のように客観的な正誤の判定になじまない情報は、条例による訂正請求の対象とならない。

(3) 「誤り」とは、個人情報取扱事務の目的、内容、当該個人情報の意味等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記載されている個人情報が合致していないことをいう。

「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、内容が不十分であるため読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミス等がある。

(4) 「訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）」とは、「事実」の正確性を確保するためのものであることから、訂正請求をすることができるのは、「事実に関する誤りがあると認めるとき」に限られる。また、訂正は基本的には事実と合致していない個人情報を事実と合致させることをいい、事実と合致していない内容を事実と合致する内容に直すことのほか、記録が不備である場合の追加や余分である場合の削除を含むものである。ただし、より正確、詳細なものにするために追記したり、付記することを含むものではない。

訂正は、個人情報の「事実に関する誤りがある」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は「事実」であって、評価等には及ばない。このため、評価等の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。条例における訂正請求権制度のねらいは、個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価等が行われることを防止しようとするものであるが、評価等は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は実施機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実と当たる。

2 当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められている場合の取扱い（第1項ただし書）

個人情報の訂正について、法令等により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令等の定めるところによることとされている。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。また、当該個人情報が個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に記録されているときは、訂正について他の法令等による訂正の制度の有無を当該登録簿に記載し、公表することとなる（条例第3条第1項及び岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年岩手県公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）第2条第5号）。

第7 個人情報の訂正についての基準

【条例の定め】

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正する権限がないときを除き、当該個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

【条例の解釈】

1 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、実施機関による調査等の結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

2 「実施機関に訂正の権限がないとき」

住民票のように、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成し、実施機関に提出した書類に記載されている情報については、実施機関の訂正権限が及ばないことをいう。

したがって、実施機関以外のものが作成した個人情報に係る訂正請求に対しては、訂正しない旨の決定を行うことになるが、この場合、請求を受けた実施機関は、当該個人情報の作成者に対して訂正の請求があった旨を通知するとともに、適切な対応を促すなどの措置を講じるものとする。

3 「事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない」

訂正請求権制度は、実施機関の努力義務として定めている条例第1条の「適正な取扱いの確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、第27条は条例第1条と同様に、事務の目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る個人情報の事務の目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、個人情報の事務の目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが事務の目的の達成に必要でないこ

とが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが事務の目的であるものについて、現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、実施機関としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

第8 個人情報の利用停止に関する基本事項

【条例の定め】

第33条 何人も、自己に関する個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条の規定に違反して収集されたとき、第5条第1項の規定に違反して利用されているとき又は第7条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用又は消去

(2) 第5条又は第6条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第10条第2項及び第3項並びに第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

【条例の解釈】

1 利用停止の基本的考え方

条例の利用停止請求権は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で定められているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた個人情報が、条例第4条（収集の制限）、第5条（利用及び提供の制限）、第6条（オンライン結合による提供の制限）及び第7条第3項（適正管理）の各規定のいずれかに違反して利用、提供又は保有されていると認めるときに限られる。

なお、第1項の趣旨としては、実施機関が組織的な意思決定に基づいて適法に取得、保有又は提供している個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

また、利用停止請求の及ぶ範囲は、請求のあった当該個人情報についてのみであり、実施機関はその限りにおいて利用停止の義務を負うことになるが、同様の違法な取扱いが他の個人についても行われているときは、制度違反の状態が生じていることから、制度遵守の義務を有する実施機関は、他の個人情報についても自主的に利用停止の措置を講じるものとする。

2 「個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第33条第1項第1号）

次のいずれかに該当すると認めるときに請求することができる。

(1) 「第4条の規定に違反して収集されたとき」

ア 収集目的を明らかにしないで個人情報を収集した場合（条例第4条第1項）

イ 個人情報を取り扱う事務の目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集した場合（条例第4条第1項）

ウ 個人情報の収集が、収集方法について規定している個別法令その他に照らして違法に行われた場合（条例第4条第2項）

エ 個人情報取扱事務登録簿への登録など収集を開始するに当たっての手続を適正に履行しなかった場合（条例第4条第2項）

オ 適用除外として定められていない方法により、個人情報を本人以外から収集した場合（条例第4条第3項）

カ いわゆるセンシティブ情報を、法令等の規定に基づくなど適用除外に該当する場合以外に収集した場合（条例第4条第4項）

(2) 「第5条第1項の規定に違反して利用されているとき」

適用除外として定められていない方法により、個人情報を目的外に利用している場合である。

(3) 「第7条第3項の規定に違反して保有されているとき」

個人情報が記録されている公文書の保存期間が満了したもの又は事務を遂行する上で使用する必要がなくなったものを保有しているときをいう。

なお、「利用の停止」とは、利用をやめることであり、「消去」とは、当該個人情報を記録媒体から消し去ることをいい、当該個人情報を黒塗りする、電磁的記録から完全に消去する、当該個人情報が記録された公文書を廃棄又は焼却するなどがある。

訂正請求における「削除」と異なるのは、誤っている部分のみを消すのが「削除」であり、正しい内容であっても、違法な取扱いをした部分については消し去るのが、「消去」である。

3 「個人情報の提供の停止」の措置の請求（第1項第2号）

「第5条又は第6条の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、条例が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で個人情報を提供している場合であり、次のような場合に請求できる。

(1) 適用除外として定められている事項に該当しないのに、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために提供している場合（条例第5条第1項）

(2) 実施機関以外のものに個人情報を提供する場合に、提供を受けるものに対して使用目的又は使用方法について必要な制限を付さず、又は適切な取扱いのために必要な措置を講じることを求めなかった場合（条例第5条第2項）

(3) 適用除外として定められている事項に該当しないのに、個人情報をオンライン結合により実施機関以外の者に提供している場合（条例第6条）

なお、「提供の停止」とは、事後の提供を停止することをいう。すでに提供した個人情報の回収まで求めるものではない。

4 利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められている場合の取扱い（第1項ただし書）

「当該個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているとき」は、当該手続により利用停止の目的を達成することができるので、当該法令等の定めるところによることとしたものである。また、個人情報の訂正と同様に、当該個人情報が登録簿に記録されているときは、利用停止について他の法令等による利用停止の制度の有無を当該登録簿に記載し、公表することとなる（条例第3条第1項及び規則第2条第5号）。

【条例の定め】

第33条の2 何人も、自己に関する特定個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条の2の規定に違反して利用されているとき、第7条第3項の規定に違反して保有されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第10条第2項及び第25条第3項の規定は、前項の規定に基づく利用停止の請求について準用する。

【条例の解釈】

1 第1項関係

- (1) 「何人も」、「第7条第3項の規定に違反して保有されているとき」、「利用の停止」、「消去」、「提供の停止」とは、第33条と同義である。
- (2) 利用停止請求の対象となる特定個人情報は、訂正請求と同様に条例の開示決定により開示を受けた自己に関する個人情報に限ることとしている。
- (3) 「第5条の2の規定に違反して利用されているとき」とは、同条に規定する目的外に利用できる場合以外に、特定個人情報を利用している場合である。
- (4) 「番号利用法第20条（第28条、第19条）の規定に違反して収集（保管、記録、提供）されているとき」

番号利用法に規定されている特定個人情報の収集、保管、記録、提供については、当然、法律が優先することから、条例には規定していないが、番号利用法の規定に反している場合には、条例による利用停止請求ができることとするものである。

- (5) 「保管」

番号利用法による読み替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の相当規定による取扱いと同様となるよう、同法の規定と同じにしたものであり、「保有」と明確な区別があるものではない。

- (6) 「当該特定個人情報の利用停止に関して法令等の規定により特別の手続が定められているとき」は、当該手続により利用停止の目的を達成することができるので、当該法令等の定めるところによることとしたものである。
- (7) 利用停止請求の及ぶ範囲は、請求のあった当該個人の記録についてのみであり、実施機関はその限りにおいて利用停止の義務を負うことになるが、同様の違法な取扱いが他の個人についても行われているときは、制度違反の状態が生じていることから、制度遵守の義務を有する実施機関は、他の個人情報についても自主的に利用停止の措置を講じるものとする。

2 第2項関係

- (1) 「第10条第2項」の規定を利用停止の請求について準用するとは、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができることを定めたものである。また、死者の特定個人情報は存在しないため、第10条第3項は、準用しない。
- (2) 「第25条第3項」の規定を利用停止の請求について準用するとは、訂正請求と同様、制度の円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行うことができる期間を特定個人情報の開示を受けた日から90日以内とすることとしている。

第9 個人情報の利用停止についての基準

【条例の定め】

第35条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【条例の解釈】

- 1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、実施機関による調査の結果、条例第33条第1項第1号及び第2号並びに第33条の2第1項第1号及び第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、個人情報の利用目的及び条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

(1) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、条例第33条第1項第1号若しくは第2号又は第33条の2第1項第1号若しくは第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

(2) 「必要な限度」とは、違反状態を是正することができる範囲内という意味である。例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

3 「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

また、「事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、単に事務上の支障があるだけでは足りず、利用停止をすることにより事務の目的が達成されなくなってしまう場合など、利用停止を行わないことが社会通念上正当であると客観的に判断される場合をいう。

第10 適用除外

【条例の定め】

第69条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。第3号において同じ。）に含まれる個人情報
 - (2) 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
 - (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
 - (4) 統計法第2条第1項に規定する行政機関（以下この号において「行政機関」という。）が同法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の

法令の規定により同法第4章の規定の適用を受けない個人情報については、第2章(第1節を除く。)の規定は、適用しない。

【条例の解釈】

1 第1項関係

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)に基づく統計調査等に係る個人情報については、統計処理され、個人が識別されない形で使用されることが前提とされているとともに、統計法においては、秘密保持、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、条例の規定を適用しないこととしたものである。
- (2) 「次に掲げる個人情報については、この条例の規定は適用しない」とは、第1項各号に掲げる個人情報については、現に実施機関が保有している間はもとより、収集の段階においても適用しないことをいう。
- (3) 「統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹調査」とは、国政統計調査、国民経済計算及びその他国が行う重要な統計調査をいう(国勢調査、家計調査、農林業センサス等)。
また、統計法第2条「第7項に規定する一般統計調査」とは、国が行う基幹統計調査以外の調査をいう(住民基本台帳人口移動報告、消費動向調査等)。
- (4) 「統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベース」とは、国が統計調査によって収集した事業所に関する情報の集合物で、電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう。
- (5) 「統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた同法第2条第5項に規定する統計調査」とは、地方公共団体が行う統計調査をいう(生産動態統計調査、法人企業経済調査等)。
- (6) 「統計法第2条第1項に規定する行政機関(以下この号において「行政機関」という。)が同法第29条第1項の規定に基づき他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報」とは、国が統計調査によって集めた情報のうち、調査票及び事業所母集団データベース以外に記録されたものをいう。

2 第2項関係

第2項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第4章の規定(開示、訂正及び利用停止)の適用を受けない個人情報については、条例において、開示、訂正、利用停止及び是正申出の規定を適用しないこととするものである。

これに該当する個人情報は次のとおりである。

- (1) 法第45条第1項に規定する個人情報

【法令の定め】

第45条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、

更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。) については、適用しない。

【法令の解釈】

これらの個人情報を開示請求等の対象とすると、例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定され、前科等を有するものの社会復帰や更正を阻害するおそれがあることから、適用を除外するものである。

- 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る個人情報を法第4章の適用除外としたのは、これらの個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。
- 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、法第4章の適用除外として明記している。
- 「更生緊急保護」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第85条第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族からの援助を受けることができず、若しくは公共の衛生福祉に関する機関その他の機関からの保護を受けることができない場合、又はこれらの援助若しくは保護のみによっては改善更生できないと認められる場合に、緊急に、その者に対し、国の責任によって応急的に行う宿泊場所の供与等の保護措置をいう。更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。
- 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

- 刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、第2項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限」られている。
- 刑事訴訟法第53条の2において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係について
刑の執行等に係る個人情報は、訴訟に関する書類に記録されているものも一部

あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、法第45条第1項において適用除外とする旨明記したものである。

捜査の過程で作成される捜査報告書、供述録取書等の捜査書類に記録されている個人情報については、法と同時に成立した行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）第13条により、刑事訴訟法第53条の2第2項が新設され、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、」法第4章の規定は適用されないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱い等が当該制度内で体系的に整備されていることから、文書に記録されている個人情報についても、刑事訴訟法等の制度にゆだねることとしたものと解される。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護士選任届等の手続関係書類が含まれ、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれる。

なお、いまだ送致・送付を行っていない書類に記録されている個人情報についても、法第4章の適用除外であると解される。

(2) その他の法令に規定する個人情報

その他の法令において、法第4章の規定の適用を除外しているものは、登記簿、特許原簿等が該当する。

登記、特許手続その他の専ら私人間の取引の安全等を図り、私法上の権利を保護するために公に表示し又は証明する制度における公簿等の謄本・抄本の交付又は閲覧手続は、一般的な開示とは異なる独自の完結した体系的な開示制度であること、また、この条例により認証のない写しの交付等を認めることは、それぞれの制度の趣旨を損なうおそれがあることから、開示、訂正、利用停止等の規定を適用しないこととするものである。

具体的には、不動産登記法（平成16年法律第123号）、戸籍法（昭和22年法律第224号）、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和60年法律第33号）、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）、債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）、同政令（平成12年政令第24号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、漁業登録令（昭和26年政令第292号）、種苗法（平成10年法律第83号）、鉱業法（昭和25年法律第289号）、鉱業登録令（昭和26年政令第15号）、特許法（昭和34年法律第121号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、商標法（昭和34年法律第127号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）等において、それぞれ適用を除外する個人情報について規定して

いる。